

沖縄・久高島におけるコモンズの管理に関する一考察

青木 久美子

キーワード：コモンズ、総有、所有権の二重性、コモンズ的设计原則、久高島土地憲章、自治力

1. 研究の背景と目的

久高島は、沖縄本島の南端、東の海上約 5km に浮かぶ総面積 1.38km² の小さな離島である。古来より島の慣行として、字民には宅地・耕地の使用収益権が字から無償で半永久的に分配されてきた。近年は商業用地もその対象になっている。現在、国内の他地域でこのような共同管理を行っている事例は数少なく、さらに商業用地までもがその対象となっている地域となると、他に類を見ない。本研究では、久高島における土地の共同管理制度を既存のコモンズ論の観点から説明するとともに、オストロムのコモンズ的设计原則をフレームワークとして、久高島で制度が継続されてきた要因を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

研究の方法は聞き取り調査と文献調査を主体としている。聞き取り調査は、①南城市市役所職員、②元村役場勤務で久高島土地憲章の制定にも中心的に関わっていた西銘正勝氏、③NPO 法人久高島振興会の役員およびその関係者、④久高島の住民に対して実施した（2011年8月～2011年12月）。文献には、聞き取り調査対象者の方々から得られた資料・文書も含まれる。得られた結果を基に、先行研究で導きだされている理論と照らし合わせ、考察を行った。

3. 研究の結果と考察

(1) 「総有」にはたらく論理

①久高島の土地所有形態は「総有」にあたる。一般的に「総有」の状態では、使用・収益権は個人に帰属するが、処分権は共同体と個人の間で両分される。しかし久高島の「総有」では、処分権が完全に字に帰属していることが分かった。そのため、島全域において字による土地の利用管理が可能になっているということが明らかになった。

②鳥越 (1997)ⁱ⁾ は、総有地には所有権の二重性に伴い、共有地において 2 つの論理が成立するとした (図-1)。すなわち、(a) 共同体構成員が平等な利用権もつ、(b) 弱者が優先権をもつという論理である。ところが、久高島においては、共有地への依存度が低下した後では、(b) の論理は成立しなくなったということが分かった。資源に余剰が生じている現状では、共同体内の「希望者」に資源が分配されていた。その際字会では「コモンズおよび共同体に悪影響が及ばないか」という点が議論され、分配の判断を行っていた。つまり、「コモンズを健全な状態で存続させる」という理論をもとに久高島では共同管理を行っていることが分かった。

(2) 久高島に見られたコモンズの成立条件

コモンズの 8 つ的设计原則 (Ostrom, 2005)ⁱⁱ⁾ と久高島の事例より導き出された要素を比較検討した結果、コモンズが持続するための条件として下記の 2 点が明らかにされた。

- ① コモンズを外部に開く際には、開閉のバランスを決定する「基準」が必要である。
- ② オストロムの第 8 原則を満たすためには、共同体に (a) コモンズの構成員を統率する内側における自治力と、(b) 外部組織と対等に交渉する外側における自治力という 2 つの自治力が必要である。

参考文献

- i) 鳥越皓之 (1997) 「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』 第 3 号, 5-14 頁
- ii) Ostrom, E. (2005). *Understanding Institutional Diversity*. Princeton University Press.

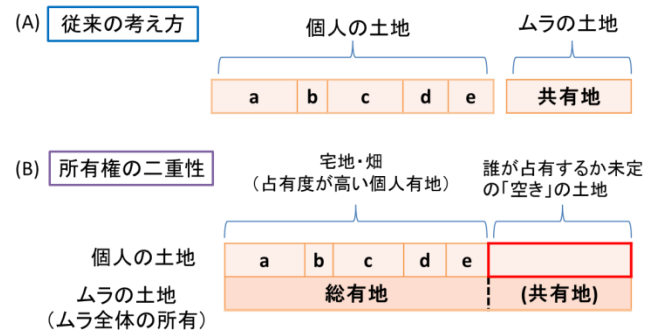


図-1 土地所有の在り方 (鳥越 (1997) を基に筆者作成)